

利合計額について、利率を年五パーセントとし、償還期間を十五年間とする元利均等年賦償還の方法により償還するものとして計算した一年当たりの額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)をいう。以下同じ。)を控除して得た額」と、同条第三項中「前項」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令(昭和五十二年政令第十七号)附則第二条の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「前三項の規定により算定した額」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定により読み替えられた前三項の規定により算定した額」と、同令第十七条第四項本文中「四千三百万円」とあるのは「四千三百万円(従前の給付を受けた者が法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けることなく死亡したときは、当該額から調整基礎額について従前の給付を受けた日から死亡した日までの年数(その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。))に応じて年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を控除して得た額」と、同項ただし書中「死亡した者」とあるのは「死亡した者(従前の給付を受けた者を除く。))と、「とする」とあるのは「とし、予防接種を受けたことにより死亡した者が従前の給付を受け、かつ、同号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、当該額から、十五年から同号の規定による障害年金を受けていた期間の年数を控除した年数(その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。))に相当する期間(以下「調整残期間」という。))の各年の調整額を年五パーセントの利率による複利現価法によつて調整残期間の最初の年から当該各年までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を控除して得た額とする」と読み替えるものとする。

(昭五七政二三〇・昭六〇政一八八・昭六三政一五七・平元政三四〇・平二政四八・平三政六〇・平四政一二〇・平五政一三二・平六政一六八・平六政二六六・平七政八四・平一〇政一三六・平一一政五一・平一二政三〇九・平一三政三四七・平一五政一四六・平一六政一五〇・一部改正)

附則(昭和五二年七月二二日政令第二四一号)

- 1 この政令は、昭和五十二年八月一日から施行する。
- 2 昭和五十二年七月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則(昭和五三年五月二三日政令第一八五号)抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和五三年七月二八日政令第二九六号)

- 1 この政令は、昭和五十三年八月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第二項の改正規定は、同年十月一日から施行する。
- 2 昭和五十三年七月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則(昭和五四年七月三十一日政令第二二三号)

- 1 この政令は、昭和五十四年八月一日から施行する。
- 2 昭和五十四年七月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則(昭和五五年七月三十一日政令第二〇三号)

- 1 この政令は、昭和五十五年八月一日から施行する。
- 2 昭和五十五年七月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則(昭和五五年一一月一八日政令第三〇二号)

- 1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第六条及び次項の規定は、昭和五十五年八月一日から適用する。
- 2 昭和五十五年七月以前の月分の障害児養育年金の額については、なお従前の例による。

附則(昭和五六年四月三日政令第一〇三号)

- この政令は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附則(昭和五六年七月三十一日政令第二六三号)

- 1 この政令は、昭和五十六年八月一日から施行する。
- 2 昭和五十六年七月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則(昭和五七年八月二四日政令第二三〇号)抄

- 1 この政令は、昭和五十七年九月一日から施行する。